

## 防災その他

### 【発見者の通報義務】

- ・災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長または警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。
- ・通報を受けた市町村長はその旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

### 【災害時の市長村長の権限】

- ・住民その他関係機関への必要な通知または警告
- ・通信設備の優先利用、放送局への放送要請等
- ・消防機関または水防団に対する出動命令等および警察官または海上保安官に対する出動要請
- ・必要な限度内で、設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることの指示
- ・居住者、滞在者等に対する避難のための立ち退きの勧告または指示
- ・警戒区域の設定による当該区域の立ち入りの制限または禁止等
- ・住民または現場にある者に対する応急措置への従事命令
- ・都道府県知事等に対する応援要請
- ・都道府県知事等に対する自衛隊の災害派遣の要請の要求

### 【土砂災害】

#### ①土石流

- ・山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が、水と一体となって流下する自然現象。
- ・流れを駆動する力は、流動する層の厚さが厚いほど、谷の勾配が大きいほど大きくなる。

#### ②崖崩れ

- ・急傾斜地が崩壊する自然現象。
- ・土塊の斜面傾斜の方向へ動こうとする力は、重量が大きいほど、斜面傾斜が急なほど大きい。

#### ③地すべり

- ・土地の一部が地下水等に起因して滑るまたは移動する自然現象。
- ・比較的ゆるやかな斜面において、地中の粘土層などの滑りやすい層がゆっくりと動き、その範囲が広い。

### 【災害対策本部】

- ・災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るために、地域防災計画の定めるところにより設置される。

#### ①災害対策本部

- ・災害対策本部長は都道府県知事または市町村長がする。

#### ②非常災害対策本部

- ・内閣総理大臣が内閣府に設置する。
- ・非常災害対策本部長は国務大臣がする。

#### ③緊急災害対策本部

- ・著しく異常かつ激甚な非常災害が起きた時。
- ・内閣総理大臣が内閣府に設置する。
- ・緊急災害対策本部長は内閣総理大臣が、緊急災害対策副本部長は国務大臣がする。
- ・東日本大震災で初めて設置された。

## 防災その他

### 【復興庁】

- ・東日本大震災を受けて設立され、復興に関する国の施策の企画・調整、地方公共団体への一元的な窓口と支援を行う。
- ・内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。
- ・各省より一段高い位置づけ。
- ・設置期限は震災発生年から10年間(平成23年度から32年度までの間)

### 【Em-Net (緊急情報ネットワークシステム)】

- ・パソコンを使った緊急情報を伝達するシステム。
- ・必要な機材が一般的なパソコンとアラーム音用のスピーカーのみで専用ソフトをインストールするだけで済み、行政専用回線に接続する事で導入が比較的容易である。

### 【安否情報システム】

- ・武力攻撃事態等において、避難所等に避難された方等の安否情報をシステムに登録し、国民から照会に対して、消防庁・都道府県・市町村が回答する際に使用するシステム。